

代理店契約書

本契約は、ジーマックス株式会社（以下「甲」という）と、代理店申請者（以下「乙」という）との間で、よつ葉モバイルの通信サービスに関する代理業務について以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、よつ葉モバイルの通信サービスに関する取次・販売業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（代理店クラス）

乙の代理店クラスは、甲が申請内容を審査し承認した以下のいずれかとする。

1. Mクラス（代理店）
2. Aクラス（販売店）
3. Xクラス（0円プランユーザー）

第3条（報酬および料率）

1. 乙が紹介し契約に至った顧客（以下「契約者」）の基本プラン料金に応じて、以下の報酬を支払う。
2. 報酬の割引充当先として登録する「割引対象電話番号」は、原則として乙自身

が契約しているよつ葉モバイル回線でなければならない。

【直契約報酬率】

- M クラス：20%
- A クラス：15%
- X クラス：10%

【傘下報酬率】（乙の傘下代理店による契約に対する報酬）

- M が A を紹介：5%、M が X：10%
- A が X を紹介：5%

3. 売上は契約者が支払う「基本プラン料金」の合計額を基準とする。

4. 報酬は原則として乙の割引対象電話番号の請求金額に充当される。M、A クラスは、割引額を超えた分について、銀行振込により現金で受け取ることができる。

第4条（報酬の支払時期）

報酬は、乙に発生した合計額が5,000円以上となった場合に支払対象とし、契約者からの支払が確認された翌月末日までに乙へ支払う。

第5条（加盟金およびシステム利用料）

1. 乙は、登録時に甲が定める加盟金および年間のシステム利用料を支払うものとする。
2. 加盟金およびシステム利用料は以下の通りとする（税込）。
 - M クラス：加盟金＝150,000 円、システム料＝9,000 円／年
 - A クラス：加盟金＝30,000 円、システム料＝6,000 円／年
 - X クラス：無料
3. 加盟金、システム利用料はクレジットカード決済とする。

第6条（禁止事項）

乙は以下の行為を行ってはならない。

1. 虚偽の情報による申請または紹介
2. 他人名義による契約
3. 報酬の不正取得を目的とした行為
4. 他代理店や契約者への誤誘導・妨害行為
5. 法令または公序良俗に反する行為

第7条（契約期間および更新）

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、いずれか一方から終了の申し出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

第8条（契約の解除）

1. 乙が本契約または甲が別途定める規定に違反した場合、甲は通知なく直ちに契約を解除できる。
2. 以下の場合にも甲は契約を解除できる。
 - 登録情報の虚偽が判明した場合
 - よつ葉モバイル以外の商材を無断で販売した場合
 - 傘下代理店を誤誘導・報酬詐取した場合
 - 6ヶ月以上活動実績がない場合

第9条（秘密保持）

乙は、本契約に関連して知り得た甲の機密情報・顧客情報を、契約期間中および終了後も第三者に漏洩してはならない。

第10条（反社会的勢力の排除）

乙またはその関係者が反社会的勢力であることが判明した場合、甲は即時に契約を解除し、乙はこれに関する損害賠償その他一切の請求を行うことはできない。

第 11 条（準拠法および管轄）

本契約は日本法に準拠し、契約に関する紛争については甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本契約は、代理店申請フォームにて乙が本契約の全文を確認し、「同意する」にチェックを入れて申請を行った時点で、書面による契約と同等の法的効力を有するものとする。

以上